

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり，常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については，平成 12 年国勢調査の概要「調査の対象」を参照されたい。

年齢・平均年齢

年齢は，平成 12 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお，平成 12 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は，0 歳とした。

また，本報告書に掲載されている平均年齢は，以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{15\text{歳以上就業者の年齢(各歳)} \times 15\text{歳以上就業者の各歳別人口}}{15\text{歳以上就業者}} + 0.5$$

配偶関係

配偶関係は，届出の有無にかかわらず，実際の状態により，次のとおり区分した。

- 未婚 まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 届出の有無に関係なく，妻又は夫のある人
- 死別 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 妻又は夫と離別して独身の人

国籍

国籍を，「日本」，「韓国，朝鮮」，「中国」，「フィリピン」，「タイ」，「フィリピン，タイ以外の東南アジア，南アジア」，「イギリス」，「ア

メリカ」，「ブラジル」，「ペルー」，「その他」に区分した。

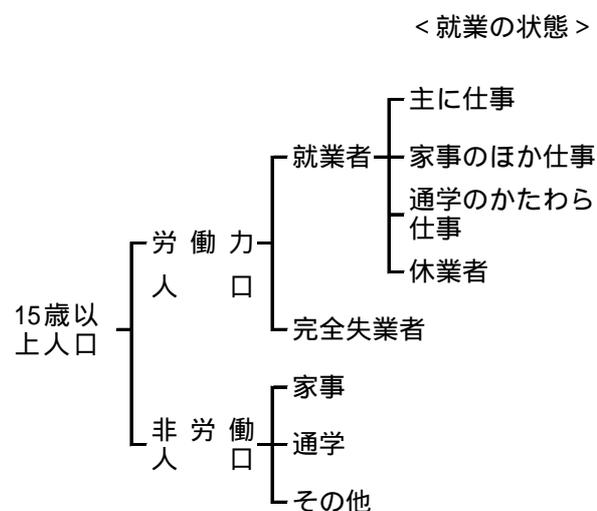
ただし，「フィリピン，タイ以外の東南アジア，南アジア」の範囲は，インド，インドネシア，ヴェトナム，カンボディア，シンガポール，スリ・ランカ，ネパール，パキスタン，バングラデシュ，ブータン，ブルネイ，マレーシア，ミャンマー，モルディブ，ラオスの 15 か国とした。

なお，二つ以上の国籍を持つ人については，次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 - 日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 - 調査票の国名欄に記入された国

労働力状態

15 歳以上の者について，平成 12 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により，次のとおり区分した。



労働力人口 - 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 - 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事 - 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者 - 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は、勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 - 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 - 主に通学していた場合

その他 - 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者 - 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 - 期間を定めずに又は 1 年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 - 日々又は 1 年以内の期間を定めて雇用されている人

役員 - 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 - 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 - 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によった。

平成 12 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 5 年 10 月改訂）を基に、平成 12 年国勢調査の集計用に再編成したもので 14 項目の大分類、77 項目の中分類、223 項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

- 第 1 次産業 { A 農業
B 林業
C 漁業
- 第 2 次産業 { D 鉱業
E 建設業
F 製造業
- 第 3 次産業 { G 電気・ガス・熱供給・水道業
H 運輸・通信業
I 卸売・小売業、飲食店
J 金融・保険業
K 不動産業
L サービス業
M 公務（他に分類されないもの）
N 分類不能の産業

就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

居住期間

居住期間とは、現在の場所に住んでいる期間によって、「出生時から」、「1 年未満」、「1 年以上 5 年未満」、「5 年以上 10 年未満」、「10 年以上 20 年未満」、「20 年以上」の 6 区分に区分したものをいう。

教 育

<在学か否かの別>

現在、学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分した。

卒業生 - 学校を卒業して、現在在学していない人
在学者 - 現在、在学中の人

未就学者 - 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など学校教育法第 1 条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれない。

<最終卒業学校の種類>

最終卒業学校の種類は、「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」及び「大学・大学院」の四つに区分した。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。

各区分に相当する主な学校は次のとおりである。

最終卒業学校の種類	
最終卒業学校の種類	主な学校の種類
小学校・中学校	小学校・中学校 盲学校・ろう学校 養護学校の小学部・中学部 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所普通科
高校・旧中 ¹⁾	高等学校 准看護婦養成所 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部 旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校（予科・一部・二部） 鉄道教習所（中等部・普通部） 通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種・乙種予科 練

短大・高専 2)	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所 旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大学・大学院 3)	大学 大学院

- 1) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの）、大学入学資格検定規定による試験の合格者、専修学校高等課程（中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの）、実業学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含む。
- 2) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）、専修学校専門課程（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）、専門学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科学力検定試験合格者等を含む。
- 3) 水産大学校及び気象大学校大学部（いずれも新高卒を入学資格とする修業年限4年のもの）、高等試験合格者等を含む。

一般世帯

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族世帯 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いからなる世帯も含まれている。

B 非親族世帯 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯 - 世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯
- その他の親族世帯
- (5) 夫婦と両親から成る世帯
夫婦と夫の親から成る世帯
夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
夫婦と夫の親から成る世帯

夫婦と妻の親から成る世帯

(7) 夫婦，子供と両親から成る世帯

夫婦，子供と夫の親から成る世帯

夫婦，子供と妻の親から成る世帯

(8) 夫婦，子供とひとり親から成る世帯

夫婦，子供と夫の親から成る世帯

夫婦，子供と妻の親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族（親，子供を含まない。）
から成る世帯

(10) 夫婦，子供と他の親族（親を含まない。）
から成る世帯

(11) 夫婦，親と他の親族（子供を含まない。）
から成る世帯

夫婦，夫の親と他の親族から成る世帯

夫婦，妻の親と他の親族から成る世帯

(12) 夫婦，子供，親と他の親族から成る世帯

夫婦，子供，夫の親と他の親族から成る世帯

夫婦，子供，妻の親と他の親族から成る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(14) 他に分類されない親族世帯

3 世代世帯

3 世代世帯とは，世帯主との続き柄が，祖父母，世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母），世帯主（又は世帯主の配偶者），子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち，三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい，それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって，4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また，世帯主の父母，世帯主，孫のように，子（中間の世代）がない場合も含まれる。一方，叔父，世帯主，子のように，傍系の 3 世代世帯は含まれない。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは，未婚，死別又は離別の女親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

父子世帯とは，未婚，死別又は離別の男親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

単独有配偶者

単独有配偶者とは，夫婦のうちいずれか一方が世帯内にいない有配偶者のことをいう。

家計の収入の種類

世帯を，世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類により，次のとおり区分した。

1 賃金・給料が主な世帯 - 主な収入が，会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯

(1) 賃金・給料のみの世帯 - 収入が賃金・給料のみの世帯

(2) 農業収入もある世帯 - 主な収入が賃金・給料で，農業収入もある世帯

(3) その他 - 主な収入が賃金・給料で，農業収入以外の他の収入もある世帯

2 農業収入が主な世帯 - 主な収入が，個人経営の農業（農作物の栽培，家畜の飼育，耕作請負など）から得られる収入である世帯

(4) 農業収入のみの世帯 - 収入が農業収入のみの世帯

(5) 賃金・給料もある世帯 - 主な収入が農業収入で，賃金・給料の収入もある世帯

(6) その他 - 主な収入が農業収入で，賃金・給料以外の他の収入もある世帯

3 農業収入以外の事業収入が主な世帯 - 主な収入が，個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や，自営の医師，

弁護士，文筆家などの収入である世帯

(7) 農業収入以外の事業収入のみの世帯 - 収入が農業収入以外の事業収入のみの世帯

(8) 賃金・給料もある世帯 - 主な収入が農業収入以外の事業収入で，賃金・給料の収入もある世帯

(9) その他 - 主な収入が農業収入以外の事業収入で，賃金・給料以外の他の収入もある世帯

4 内職収入が主な世帯 - 主な収入が，内職（家庭内で行う賃仕事）から得ている収入である世帯

(10) 内職収入のみの世帯 - 収入が内職収入のみの世帯

(11) 賃金・給料もある世帯 - 主な収入が内職収入で，賃金・給料の収入もある世帯

(12) その他 - 主な収入が内職収入で，賃金・給料以外の他の収入もある世帯

5 恩給・年金が主な世帯 - 主な収入が，恩給・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの収入である世帯

(13) 恩給・年金のみの世帯 - 収入が恩給・年金のみの世帯

(14) その他 - 主な収入が恩給・年金で，その他の収入もある世帯

6 仕送りが主な世帯 - 主な収入が，別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯

7 その他の収入が主な世帯 - 主な収入が，上記以外で，例えば，家賃・地代，利子・配当，雇用保険，生活保護，土地売却代金，退職金などの収入や，預貯金の引出しなどである世帯

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは，65 歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは，夫 65 歳以上，妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。